

婚姻平等マリフォー法案

本法案は、異性カップルが現に利用している現行の婚姻制度を、できる限りそのままの形で法律上同性となるカップル(以下、「同性カップル」という。)に利用させることを目的として、民法改正の提案をするものです。以下、本法案のことを「マリフォー法案」といいます。

異性カップルにおいても検討を要する点(選択的夫婦別姓を認めるかどうか、生殖補助医療に関する親子法制をどう組み立てるか等)については、この法案では検討いたしません。それらについては、異性・同性いずれのカップルについても、今後議論と検討を進めるべき課題であろうと考えます。

したがって、マリフォー法案は、現行法制度をそのまま同性カップルが利用できるようにするための、最小限の改正を示しています。

なお、法律上同性となる者どうしの婚姻を可能とする法律案としてこれまでに国会に提出された2つの法案(「衆法第198回国会15民法の一部を改正する法律案」立憲民主党、日本共産党、社会民主党の3党の議員により、2019年6月3日提出されるも、廃案。「衆法 第211回国会3民法の一部を改正する法律案」立憲民主党、社会民主党の議員により、2023年3月6日提出)。これらの法律案(以下、「婚姻平等法案」といいます。)は、嫡出推定の規定(民法772条1項)を同性カップルに適用していませんが、現行法制度を(単語を置き換えた上で)そのまま適用するのであれば、同規定も同性カップルに適用されることとなります。すなわち、現在の民法では、妻が婚姻中に妊娠した子は夫の子と推定されることになっています(民法772条1項)。これが嫡出推定の規定であり、早期に親子関係を確定することが子の福祉に適うとされています。民法772条は婚姻当事者の一方が出産したときの規定であるところ、同性カップルであっても、婚姻当事者自身による出産はありえ、婚姻当事者が出産した場合には、現行の制度のまま嫡出推定を適用することが可能です。一方、例えば、身体的に男性どうしのカップルについては、出産することがありえませんが、嫡出推定の適用場面がないことにはなりますが、法律婚している異性の夫婦で妻が出産していない場合に嫡出推定の適用がされないのと同様です。現在の民法での嫡出推定の適用場面と変わりはありません。

また、婚姻平等法案は選択的夫婦別姓を実現するための民法改正法案とともに提出されたため、その改正法を前提とする改正規定が設けられ、また附則に調整規定もありますが、マリフォー法案では、最小限の改正を示すという趣旨から削除いたしました。

マリフォー法案における民法の改正点は、次のとおりの単語の置き換えのみであり、複雑な調整を要しません。可及的速やかな法改正により、一日も早く、婚姻の自由と平等が同性カップルに開放されることを、心より願います。

公益社団法人 Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に
2023年3月



民法の一部を改正する法律案

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「夫婦財産制」を「婚姻の当事者の財産関係」に改める。

第百五十八条第二項中「父、母」を「親」に改める。

第百五十九条の見出し中「夫婦間」を「婚姻の当事者間」に改め、同条中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百十一条中「父母」を「親」に改める。

第七百二十八条第二項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百三十九条第一項中「婚姻は」の下に「、性別のいかんを問わず、二人の当事者が」を加える。

第七百五十条の見出し中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改め、同条中「夫婦」を「婚姻の当事者」に、「夫若しくは妻」を「婚姻の当事者の一方」に改める。

第七百五十一条第一項及び第七百五十二条中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百五十四条の見出し中「夫婦間」を「婚姻の当事者間」に改め、同条中「夫婦間」を「婚姻の当事者間」に、「夫婦の」を「婚姻の当事者の」に改める。

第四編第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 婚姻の当事者の財産関係

第七百五十五条(見出しを含む。)中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百五十六条の見出し中「夫婦財産契約」を「婚姻の当事者間の財産契約」に改め、同条中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百五十八条の見出し並びに同条第一項及び第二項並びに第七百五十九条から第

七百六十一条までの規定中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百六十二条の見出し中「夫婦間」を「婚姻の当事者間」に改め、同条中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百六十三条中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百六十六条第一項中「父母」及び「父又は母」を「親」に改め、同条第四項中「父母」を「親」に改める。

第七百六十七条及び第七百六十九条第一項中「夫又は妻」を「者」に改める。

第七百七十条第一項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第七百七十二条第一項中「妻」を「婚姻の一方当事者」に、「夫」を「他方当事者」に改める。

第七百九十一条第一項中「父又は母と」を「親の一方と」に、「父又は母の」を「親の」に改め、同条第二項中「父又は母」を「親の一方」に、「父母」を「親」に、「父若しくは母」を「親の一方」に改める。

第七百九十七条第二項中「父母」を「親」に改める。

第七百九十九条に後段として次のように加える。

この場合において、七百三十九条第一項中「性別のいかんを問わず、二人の当事者が、戸籍法」とあるのは、「戸籍法」と読み替えるものとする。

第八百十一条第三項中「父母」を「親」に改め、同条第四項中「父若しくは母」を「親の一方」に改める。

第八百十一条の二(見出しを含む。)中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第八百十二条中「同条第二項」を「第七百三十九条第一項中「性別のいかんを問わず、

二人の当事者が、戸籍法」とあるのは「戸籍法」と、第七百四十七条第二項に、「六箇月」を「六箇月」に改める。

第八百十七条の三の見出しを「(養親の共同縁組)」に改め、同条第二項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第八百十七条の四ただし書中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

第八百十七条の六(見出しを含む。)、第八百十七条の七、第八百十七条の九並びに第八百十八条第一項及び第三項中「父母」を「親」に改める。

第八百十九条第一項及び第二項中「父母」を「親」に改め、同条第五項中「父又は母」を「親の一方」に改める。第三項中、「母」を「出産した親」、「父」を「出産していない親」と改める。

第八百二十五条(見出しを含む。)中「父母」を「親」に改める。

第八百二十六条第一項中「父又は母」を「親」に改める。

第八百三十条第一項中「父又は母に」を「親に」に、「父又は母の」を「その親の」に改め、同条第二項中「父母」を「親」に改める。

第八百三十四条、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条及び第八百三十七条中「父又は母」を「親」に改める。

第八百三十九条第二項中「父母」を「親」に改める。

第八百四十一条の見出し中「父母」を「親」に改め、同条中「父若しくは母」及び「父又は母」を「親」に改める。

第九百条第四号ただし書中「父母」を「親」に改める。

第九百三条第四項中「夫婦」を「婚姻の当事者」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(法制の整備等)

第二条 政府は、施行日までに、この法律を施行するために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(養親子であった同性の当事者間の婚姻の特例)

第三条 同性の当事者であってこの法律の施行前に当該当事者間で養子縁組をし、その後離縁をしたもの(この法律の施行前後を問わない。)は、民法第七百三十六条の規定にかかわらず、施行日から二年以内に限り、婚姻をすることができる。